

平成24年(2012年)8月 那覇市・南風原町環境施設組合議会 臨時会

(午前10時4分開会)

○議長(與儀實司)

定刻になりましたので、ただ今から平成24年(2012年)8月那覇市・南風原町環境施設組合議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配布したとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

花城清文議員、宮平のり子議員からは、欠席する旨の連絡がございました。仲松寛議員からは、遅れる旨の連絡がございました。

引き続き、諸般の報告を行います。

「住民の信頼を損ねた当組合元職員の在職中の服務違反について」に関する緊急質問の通告書が、古堅茂治議員から提出されておりますので、お手元に配付しておきました。

本件については、後刻、議題といたします。

以上を持って諸般の報告といたします。

○議長(與儀實司)

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において赤嶺奈津江議員と、瀬長清議員を指名いたします。

○議長(與儀實司)

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、あらか

じめお手元に配布した会期日程のとおり本日、8月10日の1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日8月10日の1日間に決定いたしました。

○議長(與儀實司)

日程第3の議案第5号に入る前に、古堅茂治議員から「住民の信頼を損ねた当組合元職員の在職中の服務違反について」に関する緊急質問の申し出がありますので、日程追加と緊急質問に同意するかどうか諮りたいと思っております。

お諮りいたします。

古堅茂治議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程として、直ちに発言を許すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認め、古堅茂治議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程として、直ちに発言を許すことに決しました。

この際申し上げます。

本日の緊急質問につきましては、会議規則第46条の規定により、1人3回までといたします。

それでは、発言を許可します。古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

ハイサイ、おはようございます。日本共産党の古堅茂治です。緊急質問を行います。いまロンドンオリンピック、甲子園、ルールに基づいて正々堂々と勝負が行われています。

ところが、本組合では職員が公務員としてあるまじきルール違反が先程の管理者の挨拶にもありましたように発覚しています。そこで今回の服務違反の内容・問題点を問うものです。

2点目、消耗品購入にあたって、条例・財務規

則・規定等で、どのような責務が求められているのか答弁を求めます。

○議長（與儀實司）

宮城 哲哉事務局長。

○事務局長（宮城哲哉）

ハイサイ、古堅議員のご質問に順次お答えいたします。

1番目の「内容・問題点を問う」についてお答えいたします。本施設組合の元職員において、平成23年1月から5月にかけて、消耗品（約220万円相当）の購入に際し不適切な事務の処理がありました。

違反の内容につきましては、同職員は、灰溶融炉で使用する消耗品（電極棒）の購入に際し、発注が遅れたことにより、年度内納期に間に合わせるため、入札実施前において、落札するであろうと思込んだ業者に対して、独断で消耗品を発注いたしました。しかしながら、その後実施した入札では、先に発注していた業者とは違う別の業者が落札する結果となりました。

同職員は、その後、独断で発注していた消耗品を納品させた上で、その事実を本組合に対して隠蔽するなどの不適切な行為を行い、その納品業者に対する長期間の未払いの状態を招いているものであります。本件は、今年6月に業者からの未払い金についての問い合わせがあったことから発覚いたしました。

同職員の処分につきましては、平成24年4月に人事異動により、組合から南風原町へ異動したことから、南風原町職員分限懲戒審査委員会で審査することになり、すでに4回の審査を行い、現在も継続中とのことであります。

今回の不適切な事務につきましては、三つの問題点がありました。一つ目は、適正な事務処理を経ずに独断で消耗品の発注をしたこと。二つ目は、

その消耗品を納品した事実や請求書を受理していたことを本組合に対して隠し続けたこと。

三つ目は、その納品業者に対する未払い状態が続いていることがあげられます。

続きまして、2番目の質問、「消耗品購入にあたって、条例・財務規則・規定等での責務を問う」についてお答えいたします。

本来であれば、50万円以上の物品購入につきましては、本組合財務規則、契約規則、事務決裁規定に基づき入札に付し、落札業者と契約を締結すべき事案であります。

今回、同職員が行った行為は、地方公務員法第32条の「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」に違反する行為であり、また、事務手続きにおいては、本組合財務規則、契約規則、事務決裁規定に違反する行為であります。

なお、今回の件においては、地方公務員法第33条の「信用失墜行為の禁止」にも違反することになります。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

法令を遵守すべき公務員がそれをできなかったとして隠して、そして納品した支払いも行ってないということが明らかになりました。そこでもう2点伺います。物品購入依頼書、物品管理台帳などを備え、複数チェックが機能していたか問うものです。

もう1点、今回の住民の信頼を失墜するこの問題どのように住民の信頼を回復していくのか、そして再発防止策について答弁を求めます。

○議長（與儀實司）

宮城 哲哉事務局長。

○事務局長（宮城哲哉）

それでは古堅茂治議員のご質問に順次お答えい

たします。

3番目の「物品購入依頼書、物品管理台帳などを備え、複数チェックが機能していたか」について、お答えいたします。

施設の管理運営委託業者からの物品購入依頼書につきましては、これまで、委託業者から本組合の担当職員に直接手渡されており、組合として受付を行うなどの組織的対応をしておりませんでした。

物品の管理につきましては、委託業者の業務としていたことから、業務報告書で組合担当者による管理状況の確認はしてはしておりましたが、組合組織として在庫確認などの対応はしておりませんでした。

続きまして、4番目の質問「信頼回復への対応、再発防止策について」にお答えいたします。

今回の不祥事につきましては、本組合と構成市町の行政組織に対する市町民の信頼を大きく損なうものであります。

本組合としましては、今後、職員の業務遂行における法令遵守の徹底及び組織的チェック体制の強化を図ることにより信頼の回復に努めてまいり所存でございます。

まず、再発防止策といたしまして、委託業者からの物品購入依頼書の取り扱いについて、専任の受付担当職員を配置し、重要物品の納品検査においては担当副参事の立ち会いを義務化いたします。さらに、管理台帳を作成し半年に一度は棚卸しを行うなどのチェック体制を構築し再発防止に努めてまいります。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

この重大なサービス違反の事例、これを本当に全職員が自らの問題としてとらえて、職務を見直して

再発防止を、さらなる強化をもって進めてほしい。これを要望して終わります。

○議長（與儀實司）

日程第3、議案第5号「工事請負契約について（定期点検補修工事）」を議題といたします。提案者の説明を求めます。

比嘉 聡 那覇・南風原クリーンセンター所長。
○那覇・南風原クリーンセンター所長（比嘉聡）

ハイサイ。提案理由をご説明いたします。議案第5号 工事請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

この案は、那覇・南風原クリーンセンターの「定期点検補修工事」の工事請負契約であります。

定期点検補修工事は、焼却施設全体の機能の保全・回復による安全・安定的な操業を目的とし、毎年定期的にも実施するものであります。主として、全焼却炉を休止して行う高圧蒸気設備や受変電設備等共通系設備の整備・補修と、各焼却炉のローテーション休止に伴って行う焼却設備、ボイラー設備及び排ガス処理設備等各系列毎の設備の整備・補修に大別されます。

内容としましては、各機械類の分解、清掃、点検及び劣化による消耗部品類の交換を行いますが、計量機及びアンモニア気化器については、整備・補修後、検査機関による法定検査を受検するものであります。

工事請負契約につきましては、去る7月26日に開催された「那覇市・南風原町環境施設組合ごみ処理施設管理運営委員会」において承認を得ており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、請負金額3億6、

015万円で、「JFEエンジニアリング株式会社九州支店」と平成24年8月3日付で仮契約を締結しております。よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

○議長（與儀實司）

これより質疑に入ります。質疑につきましては、会議規則第46条の規定により、1人3回までいたします。

発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って発言を許可します。

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

それでは議案第5号 工事請負契約について、安全安定な業務遂行に不可欠な定期点検補修工事について質問いたします。

1点目、今回の議案は3億6,015万円の随意契約です。その算定額について、プラントメーカーの言いなりにならないよう、どのような措置を講じているのか伺います。そのなかでの技術職員の役割・必要性を問うものです。

2点目、保証期間後のプラントメーカー以外への分離分割発注の状況など職員が先頭になって費用削減への努力を行っています。その取り組みと効果を伺います。

○議長（與儀實司）

比嘉 聡 那覇・南風原クリーンセンター所長。

○那覇・南風原クリーンセンター所長（比嘉聡）

古堅茂治議員のご質問に順次お答えいたします。

1番目の、ご質問の算定額につきましては、昨年度に実施した定期点検補修工事の結果を基に、9か月間にわたるプラントメーカーとの協議を重ねてまいりました。

算定にあたっては、「公益社団法人全国都市清掃会議」発行の「廃棄物処理施設点検補修工事積

算要領」や、過去の作業実績を参考にしながら、分離分割発注も含めたプラントメーカーとの厳しい協議を行った結果、更なる適正化により、総額約1,800万円の低減を実施いたしました。

その中で、分離分割発注については、これまで専門業者がプラントメーカーの下請けで行っていた工事を、組合職員の指導・監督の下に行うものであり、発注等に際しては、専門業者との交渉・調整等、更には、工事期間中における業者間の工程管理の調整、安全対策、品質管理等の多大な労力が職員に求められます。

このようにプラントメーカー等と対等に調整を行うためには、電気や機械等の専門的な知識を有する職員の役割が大きく、今後とも技術職職員の充実が必要不可欠でございます。

続きまして2番目の、ご質問の保証期間後のプラントメーカー以外への分離分割発注の状況につきましては、これまでの主なものとして平成20年度の空気圧縮機点検整備、平成23年度の電子計算機システム更新業務、今年度は、県内業者に2件の排ガス分析計の点検整備及び無停電電源装置の蓄電池取替え等があります。

平成18年の操業開始以来、主要な修繕項目における分離分割発注につきましては、発注件数が18件、発注額合計は約1億4,000万円となっております。

また、直近の分離分割発注の効果につきましては、昨年度の電子計算機システム更新業務で、当初予算額から約2,600万円の低減、今年度の3件の工事では、あわせて約900万円の低減となっております。

今後とも分離分割発注を出来るものを精査し、地元企業の技術力向上と雇用創出に寄与するよう努めてまいります。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

技術職員の頑張り、職員の頑張りで住民の税金が大幅に低減されているという報告がありました。職員の頑張りに敬意を表したいと思います。そこで答弁にもありました技術職員の更なる充実が求められているこの件については、私は何度もこの議会で技術職員の拡充を求めています。今後ともその技術職員の重要な役割に照らして、拡充を求めて質問を終わります。

○議長（與儀實司）

他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。

これより採決を行います。

議案第5号「工事請負契約について（定期点検補修工事）」は、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

○議長（與儀實司）

日程第4、報告第1号「平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。提案者の説明を求めます。

前城 充 総務企画課長、

○総務企画課長（前城 充）

ハイサイ、それでは報告理由のご説明を申し上げます。報告第1号 平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告理由をご説明申し上げます。

平成24年2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会におきまして、議決を得た地方自治法第213条に規定する繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したため、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、その繰越計算書を議会に報告するものであります。

今回の繰越は、繰越総額7,350万円、事業件数1件となっており、平成23年度予算総額28億8,561万5,000円に対する繰越率は、2.5%となっています。

事業の繰越理由は、クリーンセンターのプラント設備電子計算機システム更新業務におきまして、当組合の設計金額とプラントメーカーの提示額に大きな乖離があり、協議等に時間を要したこと、さらに当該業務は、全炉停止期間中の平成24年10月に行う必要があったことによるものであります。以上、ご報告申し上げます。

○議長（與儀實司）

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これで報告第1号「平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」を終了させていただきます。

○議長（與儀實司）

日程第5、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次に、議決事件の字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

本臨時会において議決されました議案については、会議規則第37条の規定により、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成24年(2012年)8月那覇市・南風原町環境施設組合議会臨時会を閉会いたします。

ニフェーデービタン。

(午前10時26分 閉会)

上記のとおり議事録を調整し、署名する。

平成24年8月10日

議長

與儀實司

署名議員

瀬長清

署名議員

赤嶺奈津江